

新潟市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市ファミリー・サポート・センター事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置等)

第2条 市長は、地域において子育てに関する援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と、子育てに関する援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）を会員として組織する新潟市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置する。

- 2 センターには事務局を置く。
- 3 前項に定める事務局のほか、必要に応じ支部を設けることができる。
- 4 支部を置く際は、区に1箇所とする。
- 5 支部について必要な事項は、別に定める。

(センターの業務内容等)

第3条 センターの業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集、受付に関する事項
- (2) 会員の登録に関する事項（登録簿の作成・管理、会員証の発行等）
- (3) 会員相互の援助活動の調整（マッチング）
- (4) 活動に必要な研修の実施
- (5) 会員への指導及び連絡
- (6) 会員間の交流
- (7) センターの広報（チラシ作成、ホームページ等）
- (8) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (9) 第5条第1項第2号の実施にあたり、医療機関との連携体制の整備
- (10) その他、センターの目的達成に必要な業務

2 センターの円滑な運営のため、事務局にアドバイザーを置くものとし、その他必要に応じて、サブリーダーを置くことができるものとする。

3 アドバイザーは第1項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録時の相談及び助言
- (2) サブリーダーの育成及び指導
- (3) 相互援助活動に係る相談及び助言
- (4) 他のセンターとの連絡調整
- (5) センターの経理、事務処理等に関すること
(相互援助活動の対象者)

第4条 相互援助活動の対象者（以下「援助対象者」という。）は、0歳から概ね18歳以下までの乳幼児、未就学児、児童、生徒とする。

(相互援助活動の内容)

第5条 相互援助活動は会員同士の合意（自由意思）に基づく準委任契約とし、その内容は、子育て支援に関する活動で、概ね次に掲げるものとする。

(1) 基本事業

- ① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等の外出の際の子どもの預かり

(2) 病児・緊急対応強化事業

- ① 病児（当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、援助対象者を現に監護する者をいう。以下、同じ。）が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。以下同じ。）・病後児（病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。以下同じ。）の預かり

② 宿泊を伴う子どもの預かり

③ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

④ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎

2 援助対象者を預かる場所は、原則として提供会員の自宅とする。ただし、会員間での合意がある場合は、この限りではない。

3 援助対象者を預かる際は、1人又は複数の援助対象者を預かることができるが、小学校就学前の子どもを複数預かる場合は5人までとする。ただし、病児・病後児を預かる際は、1人までとする。

4 第1項第1号については、相互援助活動を行う時間は、会員間の合意及び曜日に関わらず、原則として午前6時から午後10時までとする。

5 事業の区分を問わず、相互援助活動を行う時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後7時までを標準時間とし、月曜日から金曜日までの午後7時から翌朝の午前8時まで及び土曜日、日曜日、祝日の終日を標準時間外とする。

6 その他、相互援助活動における必要な事項については、別に定める。

(会員資格)

第6条 センターに加入できる者は、新潟市に住所を有する者、新潟市において就業する者若しくは新潟市内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校等に通園・通学している援助対象者の保護者とする。ただし、第5条第1項第2号に登録する場合は、この限りではない。

(入会等)

第7条 センターに入会しようとする者は、入会申込書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターへの入会を認める場合は、新潟市ファミリー・サポート・センター会員証(別記様式第2号。以下「会員証」という。)を交付する。

3 会員は、会員証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、新潟市ファミリー・サポート・センター会員証再発行申請書(別記様式第2号の2)により市長に会員証の再発行を申請することができる。

4 事務局は、入会を認めた会員について登録するため、会員名簿(別記様式第3号)を

備えなければならない。

- 5 会員は、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに会員変更届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 6 会員登録は3年を超えることはできない。ただし、更新をすれば継続して入会することができる。
- 7 入会、登録についての費用は無料とする。
- 8 その他、入会等における必要事項については、別に定める。

（退会）

第8条 センターを退会しようとする者は、退会届（別記様式第5号）に会員証を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、市長は、相互援助活動、その他センターの運営に関し不適切と認める会員を退会させることができる。
- 3 その他、退会における必要事項については、別に定める。

（援助の実施）

第9条 依頼会員で援助を受けたい場合は、アドバイザーに援助の申し込みをしなければならない。

- 2 前項の申し込みを受けたアドバイザーは、援助の内容を活動依頼受付簿（別記様式第6号）に記載するとともに、提供会員のうちから当該援助を実施する者を選び、提供会員に連絡する。
- 3 依頼会員と提供会員は、援助活動の内容について、事前に十分な協議を行い、両者が合意の上で援助の実施を決定する。
- 4 前項の協議は、原則として提供会員の自宅とする。ただし、会員間での合意がある場合は、この限りではない。なお、依頼会員の事情により提供会員の自宅以外で行う際は、依頼会員は、協議の終了後、提供会員に対して、別に定める燃料代、公共交通機関を利用するときに必要な実費及びその他の経費を支払わなければならない。
- 5 提供会員が援助を実施したときは、当該援助の内容を活動報告書（別記様式第7号または様式第7号の2）に記載し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 6 援助の決定は、ひとり親家庭、援助対象者本人又はその保護者が障がい者、自宅に要

介護者がいる依頼会員を優先して行う。

- 7 依頼会員と提供会員は、相互援助活動によって生じた事故等の損害に備えるため、センターが契約する補償保険に一括加入するものとする。
- 8 前項の補償保険の適用外の損害については、依頼会員と提供会員の間に於いて解決しなければならない。
- 9 その他、相互援助活動の実施における必要な事項については、別に定める。

(相互援助活動の休止)

第10条 依頼会員は援助を一時的に必要としなくなった場合、提供会員は一時的に活動が行うことができなくなった場合は、会員変更届(別記様式第4号)を事務局に提出しなければならない。

- 2 休止を届け出た後、再び援助が必要となった依頼会員及び再び活動が可能となった提供会員は、会員変更届(別記様式第4号)を事務局に提出しなければならない。

(会員の責務)

第11条 会員は、子どもの安全と福祉の確保、健全な育成を最優先し、互いの立場を尊重し、誠実に活動しなければならない。

- 2 会員は、センターの趣旨を理解し、本要綱及び関連する規則、並びに各種法令を承認、遵守しなければならない。
- 3 会員は、その地位を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。
- 4 会員は、相互援助活動において、営利等を目的とする行為を行ってはならない。
- 5 会員は、前項までの規定のほか、相互援助活動において、センターが不適切と認める活動を行ってはならない。
- 6 その他、会員の責務に関する必要な事項については、別に定める。

(依頼会員の遵守事項)

第12条 依頼会員は、提供会員に対し、第9条で決定された援助内容以外の援助を要求してはならない。ただし、事前に依頼会員と提供会員の間に合意のある場合は、この限りではない。

- 2 依頼会員は、病児・病後児の預かり及び送迎を依頼する場合は、事前に、援助対象者を医療機関に受診させ、別に定める受診確認書及び病状連絡票(別記様式第8号)を事

事務局及び提供会員に提出しなければならない。

- 3 依頼会員は、病児・病後児の預かり及び送迎を依頼する場合は、援助対象者の様態が急変した場合に備えて、別に定める受診委任状（別記様式第9号）を提供会員に提出しなければならない。
- 4 依頼会員は、援助活動の終了後、提供会員に対して、第14条に規定する利用料金等を支払わなければならない。
- 5 前項に掲げる利用料金等は、原則として援助活動が終了する度に支払うものとし、かつ日本円による現金とする。ただし、事前に依頼会員と提供会員の間で合意のある場合は、この限りではない。
- 6 依頼会員は、援助の実施にあたり、援助対象者が器材、消耗品、食料等を必要とする場合は、事前にそれらを用意した上で、提供会員に預けなければならない。ただし、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前に依頼会員と提供会員の間で合意のある場合は、この限りではない。
- 7 依頼会員は、援助活動の実施にあたり、必要に応じ援助対象者の通う保育施設や学校等に、本サポートセンターの利用について事前に連絡をしなければならず、その不徹底により援助活動が行われなかった場合は、依頼会員の責任とする。
- 8 依頼会員は、既に決定している援助活動をキャンセルする場合は、速やかに提供会員及び事務局に連絡をしなければならない。
- 9 依頼会員が援助活動をキャンセルする場合は、別表2に掲げるキャンセル料を提供会員に支払わなければならない。ただし、キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生等、やむを得ない事情による場合は、この限りではない。
- 10 その他、依頼会員の遵守事項に関する必要な事項については、別に定める。

（提供会員の遵守事項）

第13条 事業の区分に関わらず、提供会員として入会しようとする者は、センターが実施する研修若しくはセンターの指定する研修を受講した後でなければ活動できない。

- 2 提供会員は、依頼会員に対し、第9条で決定された内容以外の援助を行ってはならない。ただし、事前に依頼会員と提供会員の間で合意のある場合は、この限りではない。
- 3 提供会員は、決定された内容以外の援助を行う必要がある場合、それが決定された内

容と大幅に異なる場合は、予め依頼会員及び事務局に連絡を行うものとする。

- 4 提供会員は、援助活動の内容に関わらず、活動の終了後、依頼会員に対し、次条に規定する利用料金等以外の金品を要求してはならない。
- 5 提供会員は、援助の実施にあたり、援助対象者が器材、消耗品、食料等を必要とした場合は、原則として事前に依頼会員に用意をさせなければならない。ただし、不測の事態などやむを得ない場合は、提供会員が用意することも認めるが、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前に依頼会員と提供会員の間で合意のある場合に限る。
- 6 提供会員は、援助活動を行う際は、必ず会員証を携行し、常に見える位置に表示しなければならない。
- 7 提供会員は、既に決定している援助活動をキャンセルする場合は、速やかに依頼会員及び事務局に連絡をしなければならない。
- 8 提供会員は、援助活動において自動車を利用する場合、事故等の損害に対応するため、センターが別に定める補償内容以上の任意保険に加入しなければならない。センターへの入会時及び任意保険の更新時には、その契約書の写しをセンターに提出しなければならない。
- 9 提供会員は、援助対象者の健康管理及び生活管理に十分配慮するとともに、事故の発生予防に努めなければならない。
- 10 提供会員は、援助活動中に援助対象者が病気や怪我を発症した場合は、速やかに依頼会員に連絡をし、必要な対応を取らなければならない。
- 11 提供会員は、相互援助活動中に事故やトラブルが発生した場合は、速やかに警察や消防等、関係機関に連絡の上必要な対応を取るとともに、依頼会員及び事務局へ速やかに連絡をしなければならない。
- 12 その他、提供会員の遵守事項における必要な事項については、別に定める。

(利用料金等)

第14条 利用料金は別表1に掲げる金額とする。

- 2 活動時間の計算は、原則として提供会員が活動のために自宅を出発した時点から開始し、活動を終え、自宅に到着した時点で終了する。ただし、事前に依頼会員と提供会員の間で合意のある場合は、この限りではない。

- 3 別表 1 に掲げる金額は、援助対象者 1 人目の金額とし、第 5 条第 1 項第 1 号については、きょうだいなど同一世帯内における 2 人目からは半額とする。
- 4 活動時間が 30 分に満たない場合は、別表 1 の金額の半額とする。
- 5 活動時間が 30 分以上 1 時間未満の場合は、1 時間に切り上げる。
- 6 活動時間が 1 時間を超えた場合、まずは 1 時間単位で計算し、それを超えた部分について、前項までの規定により算出する。
- 7 利用料金において、10 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- 8 提供会員が、協議及び相互援助活動にあたり自動車を利用するときは、事前に依頼会員の了解を得るとともに、依頼会員は別表 1 に掲げる利用料金のほか、要した燃料代の実費相当分として、移動に要した距離 1 キロメートルあたり 22 円を支払う。
- 9 燃料代の実費相当分の支払いにあたり、移動に要した距離の計算は、提供会員の自宅を起点及び終点とし、小数点第 1 位までを対象とし、10 円未満の端数は切り捨てる。
- 10 燃料代の実費相当分の支払いにあたり、提供会員は車両の維持費など、燃料代以外の費用を要求してはならない。
- 11 提供会員が、協議及び相互援助活動にあたり公共交通機関を利用するときは、事前に依頼会員の了解を得るとともに、依頼会員は提供会員に対し、必要となった実費を支払わなければならない。
- 12 提供会員が、協議及び相互援助活動にあたり、高速道路や駐車場などの有料施設を利用するときは、事前に依頼会員の了解を得るとともに、依頼会員は提供会員に対し、必要となった実費を支払わなければならない。
- 13 前項までに規定する利用料金、燃料代等は、原則として活動終了時にその都度、会員間で精算する。ただし、事前に依頼会員と提供会員の間で合意のある場合は、この限りではない。
- 14 その他、利用料金等における必要な事項については、別に定める。

(守秘義務)

第 15 条 依頼会員、提供会員とも、活動によって知り得た他の会員の情報等について、そのプライバシーを侵害することや、秘密を第三者に漏らしてはならず、第 8 条に規定する退会後も同様とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 利用料金（第12条，第14条関係）

(1) 基本事業

月曜日から金曜日の午前8時から午後7時まで	1時間あたり 700円
月曜日から金曜日の午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで，土曜日，日曜日，祝日	1時間あたり 800円

(2) 病児・緊急対応強化事業

月曜日から金曜日の午前8時から午後7時まで	1時間あたり 800円
上記以外の時間	1時間あたり 900円

別表2（第12条関係）

① 援助活動の前日までに連絡した場合	無料
② 援助活動当日の開始1時間前までに連絡した場合	別表1で定める1時間あたりの利用料金の半額
③ 援助活動当日の開始1時間前以後に連絡した場合	別表1で定める1時間あたりの利用料金若しくは予定されていた時間分の利用料金のどちらか低い金額
④ 援助開始時間以降及び無断でキャンセルした場合	別表1で定める1時間あたりの利用料金の2時間分若しくは予定されていた時間分の利用料金のどちらか高い金額